

災害に備える 地域助け合いの手引き

災害時要援護者支援の進め方

平成27年10月発行(令和6年6月増刷)

みてケロ☆



- ① 災害時要援護者支援とは?..... 1ページ
- ② 災害時要援護者支援の進め方... 4ページ
- ③ 災害が発生したら..... 10ページ
- ④ 個人情報の取り扱いについて...12ページ
- ⑤ よくある質問.....15ページ
- 参考資料..... 17ページ

たとえばこんなことで困ったら...





災害時要援護者ってどんな人？

大地震などの大きな災害が発生したときに、自分や家族の力だけでは安全な場所に避難することが難しく、まわりの人の手助けが必要な方のことをいいます。

一般的には…

高齢の方

- 一人暮らしの方
- 高齢者のみの世帯の方
- 寝たきりの方
- 認知症の方
- など



障害のある方

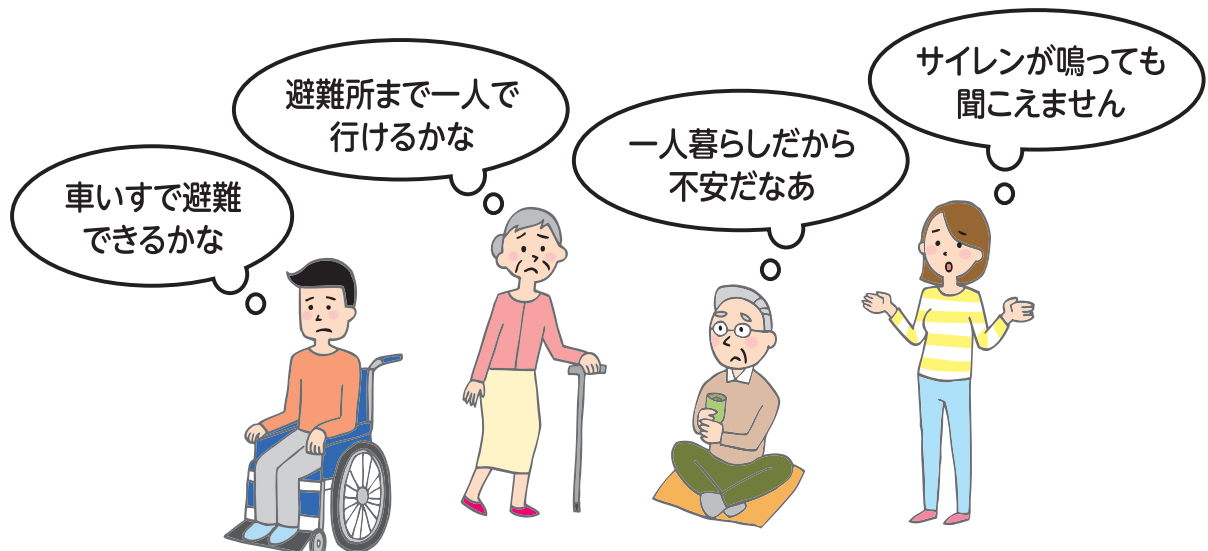
- 視覚、聴覚、言語が不自由な方
- 手足が不自由な方
- 内部障害のある方
- 精神障害のある方
- 知的障害のある方
- など

災害時要援護者の多くは、日常生活においても何らかの助けを必要としている方々です。

このほかに、状況によっては手助けが必要となる方もいます。

状況によって手助けが必要となる方

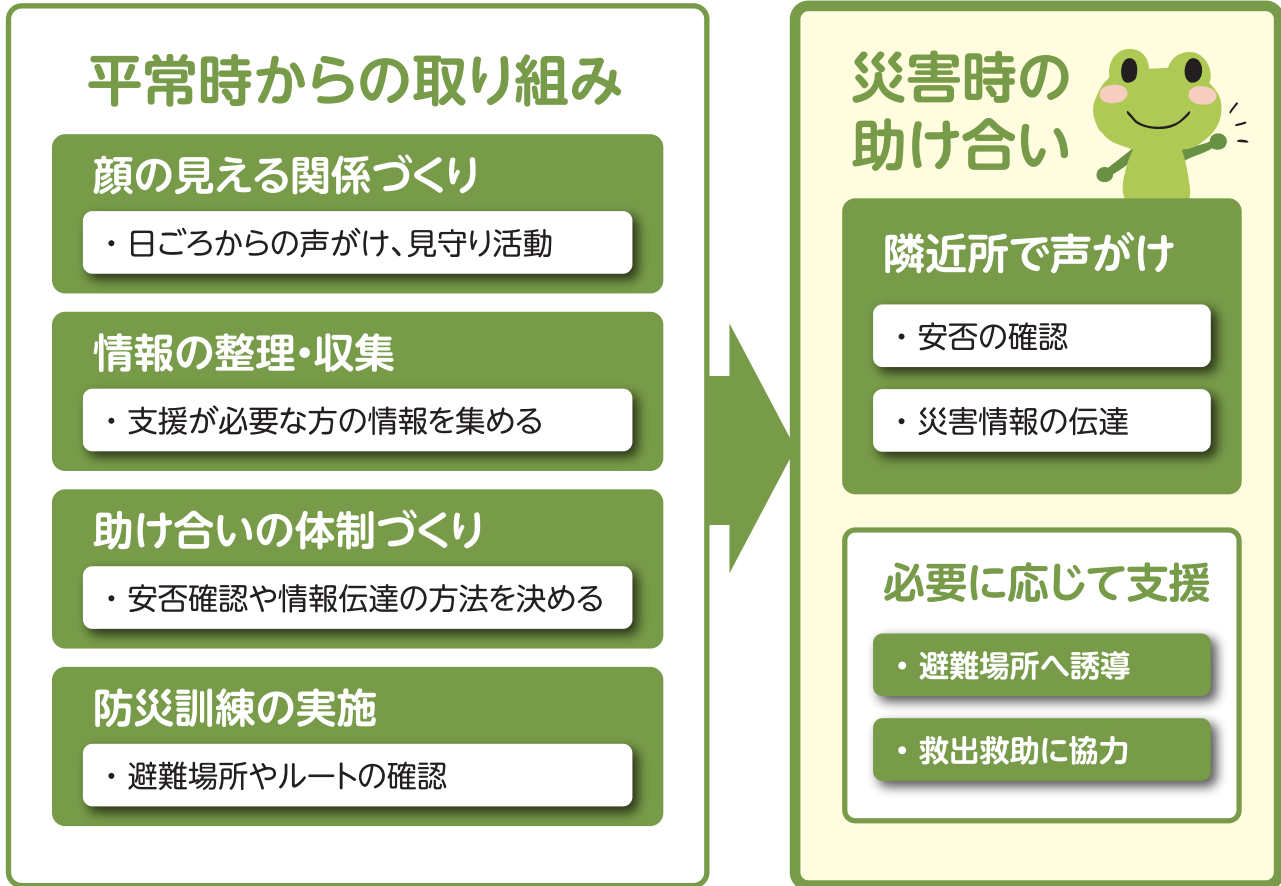
- 妊産婦
- 乳幼児、児童
- 外国人
- けが人
- など



なぜ地域での支援が必要なの？

大きな災害が発生した直後は、行政による支援が間に合いません。いざというときに頼りになるのは、町内会などの地域の方々や、隣近所をはじめとした住民同士の助け合いです。

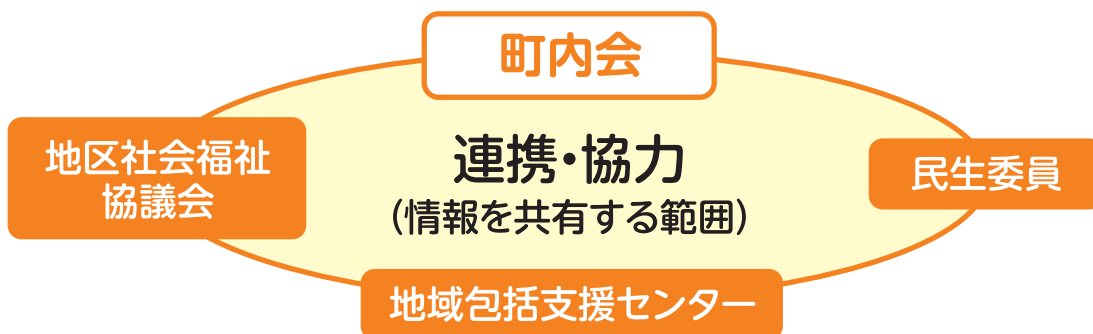
日ごろからの地域の関係づくりが、いざというときの助け合いにつながります。



災害時要援護者の支援は、最も身近なコミュニティである単位町内会などを中心とした地域の支え合いが基本です。

それぞれの地域の実情に応じて、民生委員や地区社会福祉協議会、地域包括支援センターなど、地域の関係団体と協力しながら進めましょう。

町内会を中心とした支援体制の例



仙台市の災害時要援護者情報登録制度

仙台市では、災害時に備えた地域での取り組みに活かしていただくため、災害時に地域の支援を必要とする方々のうち、希望する方のリストを作成し、町内会などの地域団体に情報を提供しています。

災害時要援護者リスト

災害が発生したとき、「自分の力だけでは避難できない」「目や耳が不自由なために災害情報が入手できない」などの理由で、地域の支援を希望する方に、事前に登録の申し込みをしていただき、登録者のリストを作成しています。

登録の対象となる方

次の①から④に該当する在宅の方

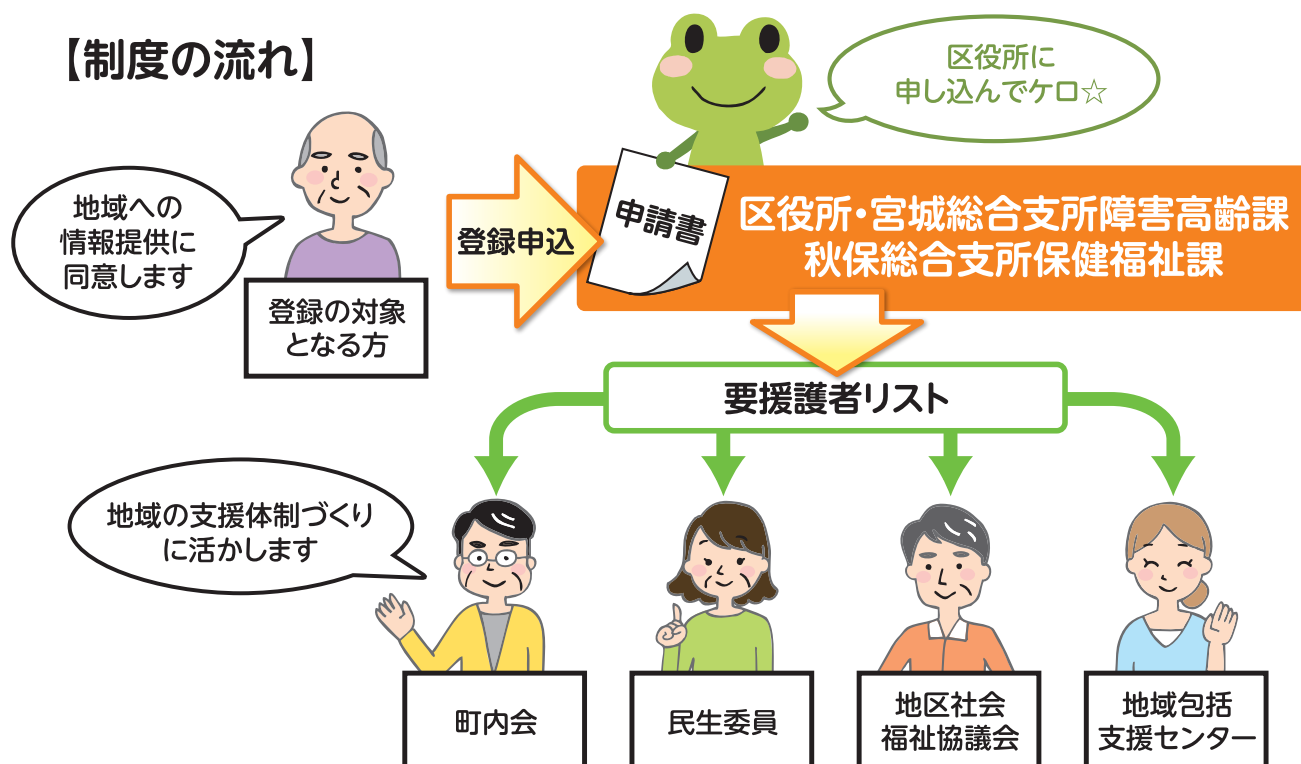
- ① 障害者手帳をお持ちの方
- ② 要介護・要支援認定を受けている方
- ③ 65歳以上の高齢者で、一人暮らしの方や高齢者のみの世帯の方
- ④ 上記①～③に準ずる方や病気等により地域による支援が必要な方
(難病や自立支援医療の給付を受けている方も含む)

※ リストには、地域団体等への情報提供に同意いただいた方が掲載されています。

必要な人には
登録をすすめてケロ☆



【制度の流れ】



2

災害時要援護者支援の進め方

手順どおりに
取り組まなくてもOK!
それぞれの地域に合ったやり方で
できることから始めてケロ☆



1

支援体制を整える ……………→ 5 ページ

- まずは地域内でどのような体制で取り組むか話し合ってみましょう。
- 取り組みの進め方や個人情報の取り扱いルールを決めましょう。



2

要援護者を把握する ……………→ 6 ページ

- 地域で持っている情報に加えて、市から受け取った災害時要援護者リストを上手に活用して、地域の要援護者を把握しましょう。



3

訪問してみる ……………→ 7 ページ

- 要援護者を訪問して、まずは顔見知りになりましょう。
- 支援に必要な情報を確認しましょう。



4

支援者を決める ……………→ 8 ページ

- 誰(支援者)が誰(要援護者)にどんな支援をするのか決めておきましょう。



5

日ごろの関係づくり ……………→ 9 ページ

- 日ごろの見守り活動を通じて、顔の見える関係づくりを進めましょう。

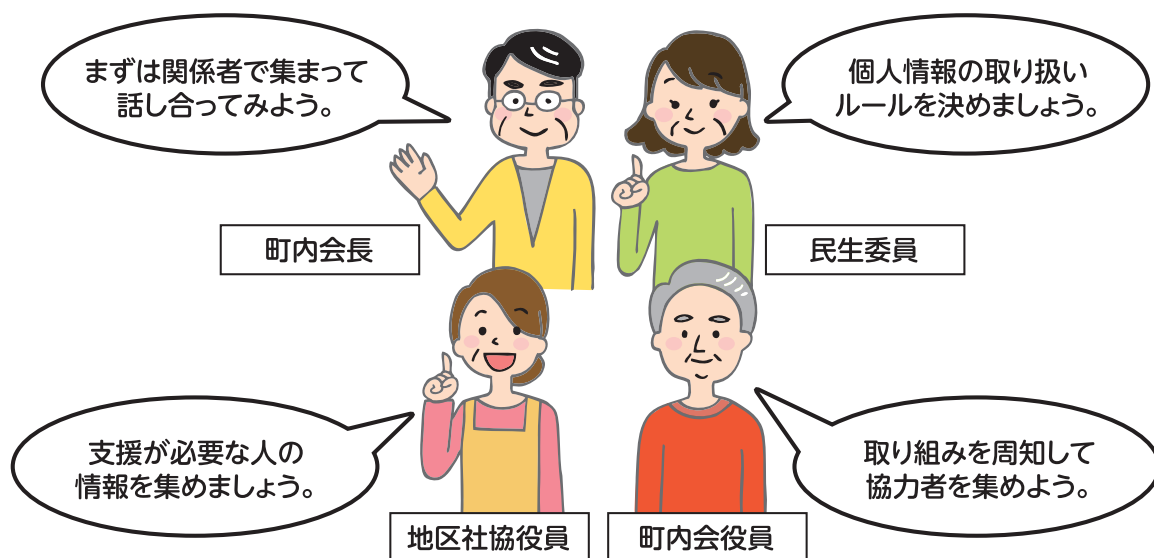


支援の進め方の例

ひとつの例として、町内会を中心とした取り組みの例を紹介します。
それぞれの地域に合った取り組みを検討してみましょう。

1 支援体制を整える

まずは、どのような体制で取り組むかを決めて、地域の協力体制をつくりましょう。



- 地域に合った取り組みの内容や進め方を考えましょう
- 市から受け取ったリストも含め、要援護者の個人情報をどのように管理していくか話し合しましょう → **12ページ**
- 勉強会などを開催して、地域内で取り組みへの理解を深めましょう

支援アドバイザーが取り組みのポイントを教えます

地域で災害時要援護者の支援体制づくりに関する勉強会などを開催する場合に、講師として専門の支援アドバイザーを派遣します。
詳しくは、**健康福祉局社会課**にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】電話:022-214-8158

